

# 岡山県地域公益活動推進センター会費基準〈案〉

(趣 旨)

第 1 条 この基準は、本センター規約第 8 条第 1 項に規定する会費について定めるものとする。

(会 費)

第 2 条 会費は、年会費とし、次の区分とする。

(1) 基礎団体会員

①施設種別協議会

種別協議会区分		(円)
社会福祉法人経営者協議会		—
老人福祉施設協議会	特別養護老人ホーム	50,000
	地域密着型特別養護老人ホーム	34,000
	介護老人保健施設	50,000
	養護老人ホーム	17,000
	軽費老人ホーム・ケアハウス	17,000
	デイサービスセンター	8,500
障害福祉施設等協議会 (県知的障害者福祉協会、県精神障害者社会福祉事業者協議会を含む)	障害者支援施設	34,000
	障害福祉サービス事業所	8,500
保育協議会	保育所・認定こども園	8,500
児童養護施設等協議会	児童養護施設	17,000
	児童心理治療施設	17,000
	乳児院	17,000
保護施設協議会	救護施設	17,000
	授産施設	8,500

※社会福祉法人経営者協議会会員は、他の施設種別協議会区分の金額を負担することにより、その会費を拠出したものとみなす。

②県・市町村社会福祉協議会

- ・ 県社会福祉協議会 1,000,000 円
- ・ 市社会福祉協議会 30,000 円
- ・ 町村社会福祉協議会 15,000 円

(2) 協会員 賛同する額 (千円単位)

付 記

1. この基準は、平成 30 年 3 月 27 日から施行する。